



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年10月12日火曜日 第1600号

◇ 目 次 ◇ 告 示

一部事務組合の規約の変更許可（3件）.....	1027
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少の許可.....	1027
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一部事務組合の規約の変更の許可（2件）.....	1028
指定居宅支援事業者の指定.....	1028
大規模小売店舗の新設の届出の概要等（3件）.....	1028
地籍調査の成果の認証.....	1030
土地改良区役員の就任の届出.....	1030
土地改良区役員の就退任の届出（3件）.....	1031
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	1032
土地改良区連合清算人の就職の届出.....	1032
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	1033
道路の位置の指定.....	1033
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....	1033

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告（2件）.....	1034
-----------------------------------	------

告 示

○愛媛県告示第2080号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり高知県宿毛市愛媛県南宇和郡一本松町篠山小中学校組合の規約の変更を許可した。

平成16年10月12日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

組合を組織する地方公共団体のうち一本松町が内海村、御荘町、城辺町及び西海町と合併し愛南町となることに伴い、平成16年10月1日から組合を愛南町及び高知県宿毛市が組織する一部事務組合とするため、組合の規約を変更する。

2 規約変更年月日

平成16年10月1日

3 規約変更許可年月日

平成16年9月30日

○愛媛県告示第2081号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合の規約の変更を許可した。

平成16年10月12日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

組合を組織する地方公共団体のうち、魚島村、弓削町、生名村及び岩城村が合併し上島町となること並びに内海村、御荘町、城辺町、一本松町及び西海町が合併し愛南町となることに伴い、平成16年10月1日から組合を上島町、愛南町及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合の規約を変更する。

2 規約変更年月日

平成16年10月1日

3 規約変更許可年月日

平成16年9月30日

○愛媛県告示第2082号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町村交通災害共済組合の規約の変更を許可した。

平成16年10月12日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

組合を組織する地方公共団体のうち、魚島村、弓削町、生名村及び岩城村が合併し上島町となること並びに内海村、御荘町、城辺町、一本松町及び西海町が合併し愛南町となることに伴い、平成16年10月1日から組合を上島町、愛南町及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合の規約を変更する。

2 規約変更年月日

平成16年10月1日

3 規約変更許可年月日

平成16年9月30日

○愛媛県告示第2083号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少を許可した。

平成16年10月12日

愛媛県知事 加戸守行

1 減少内容

組合を組織する地方公共団体のうち、魚島村、弓削町、生名村及び岩城村が合併し上島町となること並びに内海村、御荘町、城辺町、一本松町及び西海町が合併し愛南町となることに伴い、平成16年10月1日から組合を上島町、愛

南町及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。

- 2 減少年月日
平成16年10月1日
- 3 減少許可年月日
平成16年9月30日

○愛媛県告示第2084号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成16年10月12日

愛媛県知事 加戸守行

1 減少等の内容

(1) 減少内容

組合を組織する地方公共団体のうち、魚島村、弓削町、生名村及び岩城村が合併し上島町となること並びに内海村、御荘町、城辺町、一本松町及び西海町が合併し愛南町となることに伴い、平成16年10月1日から組合を上島町、愛南町及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。

(2) 変更事項

組合を組織する地方公共団体のうち南宇和消防事務組合が解散することに伴い、組合の規約を変更する。

2 減少等の年月日

平成16年10月1日

- 3 減少等の許可年月日
平成16年9月30日

○愛媛県告示第2085号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成16年10月12日

愛媛県知事 加戸守行

1 減少等の内容

(1) 減少内容

組合を組織する地方公共団体のうち、魚島村、弓削町、生名村及び岩城村が合併し上島町となること並びに内海村、御荘町、城辺町、一本松町及び西海町が合併し愛南町となることに伴い、平成16年10月1日から組合を上島町、愛南町及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。

(2) 変更事項

組合を組織する地方公共団体のうち上島地区衛生事務組合、上島上水道企業団、南宇和消防事務組合、南宇和上水道企業団、南宇和衛生事務組合及び南宇和共立施設組合が解散することに伴い、組合の規約を変更する。

2 減少等の年月日

平成16年10月1日

3 減少等の許可年月日

平成16年9月30日

○愛媛県告示第2086号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年10月12日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指定期月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
38000200188122	特定非営利活動法人 Asanami Work Camp	北条市苞木甲247番地3	西谷哲夫	知的障害者デイサービス	AWCデイサービスセンター	北条市辻357番地1	平成16年10月4日
38000200189146	特定非営利活動法人 Asanami Work Camp	北条市苞木甲247番地3	西谷哲夫	知的障害者地域生活援助	友進Ⅰ	北条市辻357番地1	平成16年10月4日
38000200190144	特定非営利活動法人 Asanami Work Camp	北条市苞木甲247番地3	西谷哲夫	知的障害者地域生活援助	友進Ⅱ	北条市辻357番地1	平成16年10月4日

○愛媛県告示第2087号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに北条市役所において告示の日から4月間縦覧に供

する。

平成16年10月12日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

パルティ・フジ北条A
北条市夏目字横町甲82番外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所

並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社フジ

松山市宮西一丁目2番1号

代表取締役 時任紀邦

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社フジ

松山市宮西一丁目2番1号

代表取締役 時任紀邦

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年5月18日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,160平方メートル

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

187台

イ 駐輪場の収容台数

88台

ウ 荷さばき施設の面積

158平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

24立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後12時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時45分から午前0時15分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

- 2 届出年月日

平成16年9月17日

- 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに北条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第2088号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに北条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年10月12日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

バルティ・フジ北条B

北条市夏目字實松甲79番外

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社フジ

松山市宮西一丁目2番1号

代表取締役 時任紀邦

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社フジ

松山市宮西一丁目2番1号

代表取締役 時任紀邦

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年5月18日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,380平方メートル

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

110台

イ 駐輪場の収容台数

65台

ウ 荷さばき施設の面積

221平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

60立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時45分から午後10時15分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

- 2 届出年月日

平成16年9月17日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに北条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第2089号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに北条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年10月12日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

パルティ・フジ北条C
北条市夏目字塚田甲67番1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社フジ
松山市宮西一丁目2番1号
代表取締役 時任紀邦

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社フジ
松山市宮西一丁目2番1号
代表取締役 時任紀邦

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年5月18日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,240平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数
75台
- イ 駐輪場の収容台数
40台
- ウ 荷さばき施設の面積

62平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

8立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時45分から午後10時15分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成16年9月17日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに北条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第2090号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成16年10月12日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
新居浜市	小美野、成の一部	平成14年度から平成15年度まで	新居浜市の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成16年10月12日

○愛媛県告示第2091号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定

により、今治市土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成16年10月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	長 島 清 志	今治市大正町 7 丁目 1 番 3 号
"	上 田 忠	今治市美須賀町 2 丁目 3 番地の 1
"	矢 野 典 明	今治市石井町 1 丁目 10 番 9 号
"	森 昭 左	今治市横田町 1 丁目 2 番 30 号
"	岡 林 興 通	今治市郷新屋敷町 3 丁目 1 番 18 号
"	八 木 巖	今治市延喜甲 85 番地第 1
"	大 澤 慶 三	今治市矢田甲 698 番地の 3
"	青 野 岩 夫	今治市旦甲 129 番地
"	本 宮 匠	今治市郷桜井 2 丁目 2 番 3 号
"	越 智 悦 夫	今治市五十嵐甲 331 番地
"	田 窪 象 市	今治市杣田甲 190 番地
"	渡 部 忠 男	今治市高部甲 58 番地 1
"	越 智 忠 行	今治市高橋 32 番地 2
"	山 本 岩 雄	今治市町谷甲 305 番地 1
"	白 石 和 孝	今治市松木 301 番地 2
監 事	村 越 定 信	今治市砂場町 2 丁目 3 番 10 号
"	富 田 利 治	今治市中寺 508 番地
"	長 野 正 志	今治市別名 240 番地

○愛媛県告示第2092号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松前町岡田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年10月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊賀上 靖 正	伊予郡松前町大字大間108
"	大 政 一 夫	伊予郡松前町大字大間180
"	大 西 康 哉	伊予郡松前町大字上高柳366
"	仙 波 忠 亀	伊予郡松前町大字上高柳154
"	郷 田 忠	伊予郡松前町大字恵久美529
"	大 政 行 秀	伊予郡松前町大字恵久美251
"	大 西 富 夫	伊予郡松前町大字昌農内597
"	関 谷 孝 昭	伊予郡松前町大字昌農内166
"	森 田 一 宏	伊予郡松前町大字西高柳98 - 3
"	忽 那 利 正	伊予郡松前町大字北川原742
"	三 木 宗 明	伊予郡松前町大字北川原1437
"	川 中 真 琴	伊予郡松前町大字西高柳314
"	今 井 弘 尚	伊予郡松前町大字西古泉203
"	泉 軍 二	伊予郡松前町大字西古泉75
"	茂 川 利 勝	伊予郡松前町大字北川原726
"	戒 田 岑 雄	伊予郡松前町大字北川原1264
監 事	郷 田 弘 久	伊予郡松前町大字大間191 - 2
"	烏 谷 忠 夫	伊予郡松前町大字西高柳118

"	常 盤 尚 徳	伊予郡松前町大字西古泉23
"	岡 本 正 剛	伊予郡松前町大字北川原1502

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	武 智 純 一	伊予郡松前町大字大間197
"	郷 田 斗	伊予郡松前町大字大間56 - 2
"	大 西 喜重郎	伊予郡松前町大字上高柳363
"	仙 波 英 親	伊予郡松前町大字上高柳243
"	伊賀上 聰 一	伊予郡松前町大字恵久美563
"	池 内 治 郎	伊予郡松前町大字恵久美235
"	松 田 正 義	伊予郡松前町大字昌農内264
"	大 西 岑 生	伊予郡松前町大字昌農内545
"	吉 田 正 明	伊予郡松前町大字西高柳201
"	大 川 恵	伊予郡松前町大字北川原20 - 4
"	藤 崎 昭 平	伊予郡松前町大字北川原1122 - 2
"	川 中 真 琴	伊予郡松前町大字西高柳314
"	今 井 弘 尚	伊予郡松前町大字西古泉203
"	泉 軍 二	伊予郡松前町大字西古泉75
"	茂 川 利 勝	伊予郡松前町大字北川原726
"	戒 田 岑 雄	伊予郡松前町大字北川原1264
監 事	足 立 哲 郎	伊予郡松前町大字上高柳201
"	郷 田 忠	伊予郡松前町大字恵久美529
"	石 本 俊 明	伊予郡松前町大字昌農内88 - 2
"	三 好 紀 貴	伊予郡松前町大字北川原193

○愛媛県告示第2093号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、西条市神戸土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年10月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	青 野 秀 幸	西条市中野甲1098番地 3
"	高 橋 強 美	西条市中野甲1519番地
"	西 坂 増 美	西条市中野甲924番地
"	大 川 富 男	西条市中野甲481番地
"	国 田 喜 作	西条市中西381番地
"	山 内 豊	西条市洲之内甲62番地
"	細 川 建 貴	西条市洲之内甲828番地
"	菅 誠 一	西条市安知生203番地
"	難波江 巧	西条市洲之内甲979番地
監 事	安 藤 勝 俊	西条市安知生652番地
"	菅 克 美	西条市中野甲1301番地
"	伊 藤 好 雄	西条市中野甲662番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 木 繁	西条市中野甲1261番地 2

"	栗 田 博 一	西条市中野甲1467番地 1
"	大 川 富 男	西条市中野甲481番地
"	藤 田 昇太郎	西条市中西402番地 4
"	秦 信 正	西条市洲之内甲124番地 1
"	高 木 保 男	西条市中野甲1550番地 1
"	菅 誠 一	西条市安知生203番地
"	難波江 巧	西条市洲之内甲979番地
"	細 川 建 貴	西条市洲之内甲828番地
監 事	安 藤 勝 俊	西条市安知生652番地
"	菅 克 美	西条市中野甲1301番地
"	伊 藤 好 雄	西条市中野甲662番地

○愛媛県告示第2094号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、朝倉村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年10月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	仙 波 悟	越智郡朝倉村大字朝倉南甲312番地
"	山 内 哲	越智郡朝倉村大字朝倉上甲1594番地
"	松 本 學	越智郡朝倉村大字朝倉上甲127番地 3
"	越 智 桐 雄	越智郡朝倉村大字朝倉上甲598番地 1
"	越 智 眞 作	越智郡朝倉村大字朝倉上甲943番地 6
"	越 智 誠 一	越智郡朝倉村大字朝倉上甲2126番地 2
"	石 丸 俊 郎	越智郡朝倉村大字朝倉上甲1157番地
"	武 田 國 雄	越智郡朝倉村大字朝倉上甲2800番地 2
"	菅 朗 富	越智郡朝倉村大字朝倉南乙18番地 2
"	永 井 房 一	越智郡朝倉村大字朝倉南甲374番地
"	阿 部 正 人	越智郡朝倉村大字朝倉北甲438番地
"	南 條 泉	越智郡朝倉村大字朝倉下甲1182番地
"	日 浅 正 則	越智郡朝倉村大字朝倉下甲680番地 2
"	白 石 末 光	越智郡朝倉村大字朝倉下甲957番地 1
"	清 水 亘	越智郡朝倉村大字山口甲192番地
"	大 仲 康 廣	越智郡朝倉村大字古谷甲607番地
"	吉 井 松 見	越智郡朝倉村大字古谷乙236番地 2
監 事	竹之内 正 治	越智郡朝倉村大字朝倉上甲2371番地 1
"	菅 敏 朗	越智郡朝倉村大字朝倉北甲360番地
"	山 本 順 一	越智郡朝倉村大字朝倉下甲751番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	仙 波 悟	越智郡朝倉村大字朝倉南甲312番地
"	山 内 哲	越智郡朝倉村大字朝倉上甲1594番地
"	松 本 學	越智郡朝倉村大字朝倉上甲127番地 3

"	越 智 桐 雄	越智郡朝倉村大字朝倉上甲598番地 1
"	越 智 眞 作	越智郡朝倉村大字朝倉上甲943番地 6
"	竹 田 武 志	越智郡朝倉村大字朝倉上乙1042番地 1
"	石 丸 俊 郎	越智郡朝倉村大字朝倉上甲1157番地
"	武 田 國 雄	越智郡朝倉村大字朝倉上甲2800番地 2
"	渡 辺 保	越智郡朝倉村大字朝倉南乙164番地 3
"	仙 波 通 博	越智郡朝倉村大字朝倉北甲200番地 2
"	阿 部 正 人	越智郡朝倉村大字朝倉北甲438番地
"	南 條 泉	越智郡朝倉村大字朝倉下甲1182番地
"	日 浅 正 則	越智郡朝倉村大字朝倉下甲680番地 2
"	白 石 末 光	越智郡朝倉村大字朝倉下甲957番地 1
"	清 水 亘	越智郡朝倉村大字山口甲192番地
"	大 仲 康 廣	越智郡朝倉村大字古谷甲607番地
"	吉 井 松 見	越智郡朝倉村大字古谷乙236番地 2
監 事	越 智 庄 治	越智郡朝倉村大字朝倉上甲1809番地 2
"	菅 敏 朗	越智郡朝倉村大字朝倉北甲360番地
"	山 本 順 一	越智郡朝倉村大字朝倉下甲751番地

○愛媛県告示第2095号

周桑郡小松町第二土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年10月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 周桑郡小松町第二土地改良区土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- (2) 周桑郡小松町第二土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成16年10月13日から11月10日まで

3 縦覧場所

小松町役場

○愛媛県告示第2096号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条及び第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人東予市東予土地改良区連合から次のとおり清算人が就職した旨の届出があった。

平成16年10月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

氏 名	住 所
越 智 市 郎	東予市安用甲745番地の1
越 智 喜代晴	東予市広岡410番地
越 智 孟 也	東予市石延114番地

近藤 勉	東予市上市729番地
柳瀬 利治	東予市壬生川453番地の1
寺町 譲	東予市喜多台189番地の1
秋川 好弘	東予市喜多台100番地
森山 剛	東予市円海寺273番地の1
秋川 多功	東予市明理川152番地
野島 一雄	東予市高田682番地の1
越智 勝茂	東予市国安744番地
藤岡 夏兼	東予市新市604番地の2
志賀 英穂	東予市高田299番地
平塚 喜一	東予市周布1351番地
横江 政雄	東予市周布1553番地
二神 健訓	東予市周布458番地の1
森田 武功	東予市吉田584番地

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備及びほ場整備事業・脇地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成16年10月13日から11月10日まで
- 縦覧場所
大西町役場

○愛媛県告示第2098号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。
平成16年10月12日

愛媛県知事 加戸守行

- 道路の位置
大洲市新谷字五両垣甲 329 番 1
- 申請人の住所氏名
大洲市新谷町甲 239 番地
坂本 タマ子
- 図面省略

○愛媛県告示第2097号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、越智郡大西町大字脇地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。
平成16年10月12日

○愛媛県告示第2099号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。
平成16年10月12日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可年月日
	住 所	氏名又は名称	新	旧	
松第5号	東温市見奈良530番地1	東温市	売りさばき人 東温市 売りさばき所 東温市見奈良530番地1 東温市役所	売りさばき人 温泉郡重信町 売りさばき所 同町役場	平成16年 9月21日
松第61号	松山市南堀端町1番地	株式会社伊予銀行	売りさばき所 東温市横河原字棧敷343番地1 伊予銀行横河原支店	売りさばき所 温泉郡重信町大字横河原字棧敷343番地1 伊予銀行横河原支店	平成16年 9月21日
重信第1号	東温市野田二丁目11番地1	あいしょく開発株式会社	売りさばき人 東温市野田二丁目11番地1 あいしょく開発株式会社 売りさばき所 東温市野田二丁目11番地1	売りさばき人 温泉郡重信町野田二丁目11番地1 あいしょく開発株式会社 売りさばき所 温泉郡重信町野田二丁目11番地1	平成16年 9月21日
松第4号	東温市見奈良530番地1	東温市	売りさばき人 東温市 売りさばき所 東温市南方286番地 東温市川内支所	売りさばき人 温泉郡川内町 売りさばき所 同町役場	平成16年 9月21日
久第1号	松山市三番町八丁目325番地	松山市農業協同組合	売りさばき所 上浮穴郡久万高原町久万1416番地 松山市農業協同組合久万高原支所	売りさばき所 上浮穴郡久万町久万町1416番地 松山市農業協同組合久万高原支所	平成16年 8月1日
久第12号	上浮穴郡久万高原町久万542番地4	上浮穴交通安全協会	売りさばき人 上浮穴郡久万高原町久万542番地4 上浮穴交通安全協会 売りさばき所 上浮穴郡久万町久万542番地4 久万警察署内	売りさばき人 上浮穴郡久万町久万542番地4 上浮穴交通安全協会 売りさばき所 上浮穴郡久万町久万542番地4 久万警察署内	平成16年 8月1日

久第14号	上浮穴郡久万高原町久万571番地1	上浮穴地区食品衛生協会	売りさばき人 上浮穴郡久万高原町久万571番地1 上浮穴地区食品衛生協会 売りさばき所 上浮穴郡久万高原町久万571番地1 松山中央保健所久万支所内	売りさばき人 上浮穴郡久万町久万町571番地1 上浮穴地区食品衛生協会 売りさばき所 上浮穴郡久万町久万町571番地1 松山中央保健所久万支所内	平成16年8月1日
久第15号	松山市南堀端町1番地	株式会社伊予銀行	売りさばき所 上浮穴郡久万高原町久万313番地の1 伊予銀行久万支店	売りさばき所 上浮穴郡久万町久万町313番地の1 伊予銀行久万支店	平成16年8月1日
久第17号	上浮穴郡久万高原町上野尻甲685番地	上浮穴自動車教習所	売りさばき人 上浮穴郡久万高原町上野尻甲685番地 上浮穴自動車教習所 売りさばき所 上浮穴郡久万高原町上野尻甲685番地	売りさばき人 上浮穴郡久万町大字上野尻甲685番地 上浮穴自動車教習所 売りさばき所 上浮穴郡久万町大字上野尻甲685番地	平成16年8月1日
久第18号	上浮穴郡久万高原町久万276番地の1	愛媛県建設業協会上浮穴支部	売りさばき人 上浮穴郡久万高原町久万276番地の1 愛媛県建設業協会上浮穴支部 売りさばき所 上浮穴郡久万高原町久万276番地の1	売りさばき人 上浮穴郡久万町久万町276番地の1 愛媛県建設業協会上浮穴支部 売りさばき所 上浮穴郡久万町久万町276番地の1	平成16年8月1日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年10月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年10月1日	特定非営利活動法人 伊予三島市NPOセンター	河 村 博 子	愛媛県四国中央市豊岡町長田1354番地	この法人は、『まちづくり』のための市民活動を支援し、行政側の理解と協力を促し、理想の『まちづくり』推進に関し、総合調整機能を果たすことを目的とします。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年10月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年10月1日	特定非営利活動法人 子どもの未来育成支援会議八ルモニア	岡 本 孝	愛媛県今治市片原町二丁目1番地31	この法人は、今治市及び越智郡地域の住民及びボランティア活動に取り組む団体に対し、ノーマライゼーションの理念とインクルージョン活動を保障することを基本として、保健・福祉・国際交流・児童の健全育成に関する事業及び特定非営利活動を行う他の団体の運営又は活動に係る連絡、協力に係る事業を行い、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。